

第 16 号

平成30年度熊本県電気事業会計補正予算（第4号）

（総 則）

第1条 平成30年度熊本県電気事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成30年度熊本県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 事業収益	1,425,188千円	△412千円	1,424,776千円
第2項 営業外収益	184,301千円	△412千円	183,889千円
	支 出		
第1款 事業費	1,786,301千円	△35,977千円	1,750,324千円
第1項 営業費用	1,684,388千円	△35,977千円	1,648,411千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「405,989千円」を「396,164千円」に、「233,231千円」を「232,504千円」に、「172,758千円」を「163,660千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	3,146,255千円	△295,071千円	2,851,184千円
第2項 企業債	2,790,000千円	△295,000千円	2,495,000千円
第3項 荒瀬ダム関連 交付金等	90,701千円	△71千円	90,630千円
	支 出		
第1款 資本的支出	3,552,244千円	△304,896千円	3,247,348千円
第1項 建設改良費	3,127,466千円	△304,896千円	2,822,570千円

（企業債）

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額「2,790,000千円」を「2,495,000千円」に改める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	547,712千円	△45,654千円	502,058千円
(債務負担行為)			

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
電気事業関係業務	平成31年度	千円 3,275
企業局所有施設等管理業務	平成31年度	6,305
情報処理関連業務	平成31年度	1,060
事務機器等賃借	平成31年度	2,681
荒瀬ダム撤去関連業務	平成31年度	10,000

平成31年2月21日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫